

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 3-2-3 千代川ビル 4階

台風などの自然災害による被害と所得税等の軽減措置

Q わが家は今年の台風により住宅や家財などに被害が生じました。こういった自然災害で損害が生じた場合には、所得税の軽減・免除を受けられる可能性はありますか？

解説

災害で被害を被った場合は、雑損控除による所得税の軽減と災害減免法による所得税の減免があります。

1. 雑損控除による所得税の軽減

台風や地震などの災害で住宅・家財などに損害を受けた場合、「雑損控除」という制度により、所得税の負担を軽くすることができます。

控除できる金額の計算方法は、下記のイ)もしくはロ)の**いずれか大きい金額**となります。

イ) 損失額－保険金等－5万円

ロ) 損失額－保険金等－総所得金額の10%

なお、その年で控除しきれない場合は、損失が生じた年から連続して確定申告書を提出することで、翌年以後**3年間、控除の繰り越しが可能**です。

2. 災害減免法による所得税の減免

被害の程度が特に大きい場合は、確定申告せずとも所得税の一部または全部が免除されることもあります。被災した年の所得金額が**1000万円以下の者**で、災害により住宅や家財の損害額がその住宅や家財の時価の**50%以上**である場合、所得の金額に応じて、**1/4免除、1/2免除、全額免除**の措置が受けられます。

3. 手続き

上記の雑損控除と災害減免法とどちらを選ぶかは**選択適用**となり、雑損控除を選ぶ場合は確定申告書に「雑損控除」欄の記載が必要です。災害減免法を希望する場合は、税務署に申請書を提出します。

要するに…

雑損控除と災害減免法のどちらを選ぶかは、選択となりますので、事前にどちらの適用を受けるほうが有利か、慎重にシミュレーションする必要があります。